



電子速報版

2008年4月17日(木)発行

発行所

山形新聞社

山形市旅籠町二丁目五番

電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2008
Yamagata Shimbun

山形新聞ホームページ

web <http://yamagata-np.jp>

携帯 <http://yamagata-np.jp/k/>

購読申し込み(9~17時)

0120-81-8040

詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

憲法違反は派遣イラク自衛隊

空輸活動、9条違反

名古屋高裁が初の判断

自衛隊のイラク派遣は憲法違反として、約千百人が、派遣の差し止めや慰謝料を国に求めた訴訟の控訴審判決で名古屋高裁は十七日、「航空自衛隊の空輸活動は憲法九条に違反する。多国籍軍の武装兵員を戦闘地域に空輸するものについては武力行使と一体化した行動」として、空自のイラクでの活動は違憲との判断を示した。自衛隊のイラク派遣に対する違憲判断は初めて。

原告側の控訴は棄却

青山邦夫裁判長（異動のため高田健一裁判長代読）はイラク特措法にも違反するとした。原告全面敗訴の一審判決を不服とした原告側の控訴は棄却した。

原告は天木直人元駐レバノン大使や市民ら。

原告側は「自衛隊のイラクでの活動は外国軍の武力行使と一体化し、武力の保持や交戦権の行使を認めない憲法九条に違反した。平和的生存権を侵害された」と精神的苦痛への慰謝料を求めている。

一審名古屋地裁判決は、派遣差し止めについては「具体的な権利や義務

に関する紛争ではなく、訴えは不適法」と却下。一人一万円の慰謝料請求は「市民の具体的権利が侵害されたとは認められない」と棄却した。

航空自衛隊のイラク空輸活動は陸上自衛隊が撤

イラクの自衛隊派遣

2003年7月に成立したイラク復興支援特別措置法に基づき、陸上自衛隊は04年からサマワ周辺で医療指導や学校・道路の修復などの支援活動を実施、06年7月に撤回した。航空自衛隊は、C130輸送機でクウェートの空軍基地を拠点にしてイラクに人員、物資を

収してからも現地で継続して行われている。

自衛隊のイラク派遣は違憲とした名古屋高裁の判断について、自衛隊制服組トップの斎藤隆統合幕僚長は十七日、「詳細について確認していないので、現段階ではコメントは差し控えたい」と述べた。

空輸。当初はイラク南部サマワで活動していた陸上自衛隊の人員や生活物資の輸送が主だったが、陸自撤収後は首都バグダッドなどへ活動範囲を広げ、多国籍軍の兵士や国連の人員、物資輸送に軸足を移した。派遣規模はC130が3機と隊員計約200人で、4カ月交代。